

●香川県告示第15号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

令和元年5月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

沿岸名	漁港名	地区海岸名	海岸保全区域
讃岐阿波沿岸	東浦漁港	東浦漁港海岸	<p>1 指定場所 坂出市瀬居町字本浦、同市番の州町地先</p> <p>2 指定区域 基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、基点9、基点10、基点11、補助点8、補助点7、補助点6、補助点5、補助点4、補助点3、補助点2、補助点1、補助点1から基点1を順次直線で結んだ区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（角度の表示は、方向角とする。） 基点1 坂出市瀬居町字本浦278番3地先の標杭 基点2 基点1から216度40分、19.8メートルの地点 基点3 基点2から188度51分、15.1メートルの地点 基点4 基点3から176度15分、15.3メートルの地点 基点5 基点4から155度51分、38.4メートルの地点 基点6 基点5から65度03分、23.8メートルの地点 基点7 基点6から146度04分、73.8メートルの地点 基点8 基点7から237度31分、25.6メートルの地点 基点9 基点8から134度44分、97.9メートルの地点 基点10 基点9から126度36分、35.9メートルの地点 基点11 基点10から153度57分、49.0メートルの地点 補助点1 基点1から127度41分、30.0メートルの地点 補助点2 基点4から68度30分、25.0メートルの地点 補助点3 基点6から332度25分、21.1メートルの地点 補助点4 基点6から18度36分、28.8メートルの地点 補助点5 基点7から99度01分、29.6メートルの地点 補助点6 基点7から138度28分、20.4メートルの地点 補助点7 基点11から43度53分、43.6メートルの地点 補助点8 基点11から59度18分、32.5メートルの地点</p>